

事業所のみなさまへ

事業所用

こほくる～る

事業系廃棄物の減量および適正処理の手引き



搬入手数料が変わります	P1～2
事業系廃棄物について	P3～4
事業系一般廃棄物の処理方法	P5～6
資源物の処理方法	P7～8
産業廃棄物の処理方法	P9～10
センター施設への搬入方法	P11
3Rの推進にご協力を	P12
一般廃棄物収集運搬業 許可業者一覧	P13
一般廃棄物搬入申請書	P14
よくあるお問い合わせ お問い合わせ先	裏表紙

令和**3**年**7**月**1**日(木)から
各施設にごみを持ち込む時の**手数料**と**手続き**が
変わります。

詳細は1～2ページをご覧ください。



湖北広域行政事務センター

令和3年7月1日(木)から各施設にごみを持ち込む時の**手数料**と**手続き**が変わります。

クリスタルプラザ、伊香クリーンプラザの搬入手数料・搬入手続きが次のとおりとなります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■搬入手数料の変更

事業系廃棄物 (可燃・資源) **130円/10kg(税込)** (現在の手数料)  **190円/10kg(税込)** (新手数料)

搬入手数料等変更一覧

排出元	種類	6月30日までの手数料	7月1日からの手数料
事業所	可燃ごみ	130円/10kg	190円/10kg
	資源ごみ	130円/10kg	190円/10kg
	事業所用可燃ごみ指定袋	4,000円/20枚	変更なし

※可燃ごみを事業所用可燃ごみ指定袋で搬入した場合は、搬入手数料はかかりません。

※分別ルールを変更するものではありません。

■搬入手続きの変更

ごみの発生場所などを確認するため、搬入の都度、搬入申請書の提出および免許証などの身分証明書を持示していただきます。廃棄物の適正処理のため、ご協力をお願いします。

また、月に概ね8回以上搬入される事業所は年間搬入申請をしていただくことができます。詳細はセンター業務課にお尋ねください。

搬入時に必要なもの (令和3年7月～)

- 搬入申請書
搬入申請書はセンターホームページに掲載しているほか、センター・各構成市窓口(環境保全関係課)で配付しています。
- 手数料
搬入量に応じて手数料をお支払いいただきます。
- 排出事業所が分かる書類
社員証、名刺、事業所宛て郵便物、免許証(個人事業主の場合)など
- 発生元が分かる書類(草刈り業者など事業所所在地とごみ発生場所が異なる場合のみ)
見積書・伝票など発生場所が分かるもの

搬入手数料を改定する理由

■ごみ量が増加しています

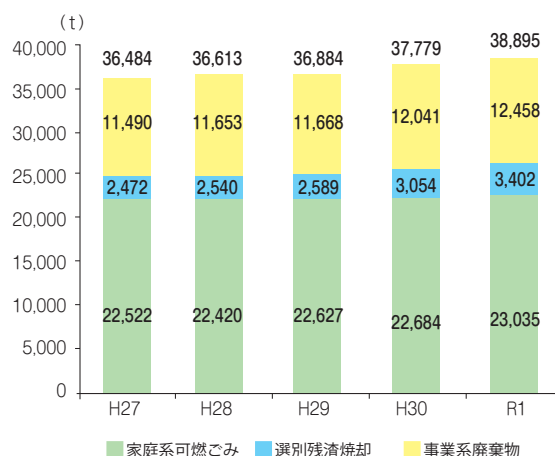
令和元年度の可燃ごみ総処理量は38,895tであり、平成30年度と比べ1,116t増加しています。そのうち事業系廃棄物は全体の30%以上を占めており、事業系廃棄物が今後のごみ処理や減量化を考えていくうえで重要な位置付けであることが分かります。

令和2年1月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」において、令和11年度までに総処理量を34,400t、事業系廃棄物排出量を11,800tにする目標を立てており、達成には事業所の皆さまのご協力が必要不可欠です。

■事業系廃棄物排出量目標

12,458 t	-658t	11,800 t
令和元年	→	令和11年
	-5.3%	

可燃ごみ総処理量の推移



■維持管理費が増加しています

現在の搬入手数料は平成15年度に設定したものです。当時と比べて処理状況が大きく変わっており、センター処理施設の維持管理のための修繕費や薬品などの消耗品費が大きく増加しています。これらの費用の大半は長浜市・米原市からの負担金で賄っています。

可燃ごみ処分単価(10kg当たり)



このほか、他の自治体と比較するなど適正な受益者負担の考え方および事業者の排出者責任の観点から搬入手数料の見直しを行うものです。

料金改定までの経過は？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、ごみの発生抑制、再利用および再生の促進によるごみの減量化ならびに適正な処理について調査審議するため、市民・事業者および学識経験者などで構成された湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

当審議会で「ごみ搬入手数料の見直し」について3回にわたって審議され、その答申を尊重して、令和3年センター議会第1回定例会に湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の改正議案を上程し、議決いただきました。

審議会資料など詳細はセンターホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

湖北広域行政事務センター 業務課

TEL : 0749-62-7143
FAX : 0749-65-0245



▲センターホームページQRコード

事業系廃棄物について

■事業系廃棄物とは？

事業活動に伴い発生した全ての廃棄物のことです。ここでいう事業所とは会社や商店、工場などの営利を目的とするものだけではなく、学校、病院、自治会、寺社、官公庁などによる公共サービスなども含まれます。

！ 事業系廃棄物を家庭系廃棄物として出すことはできません

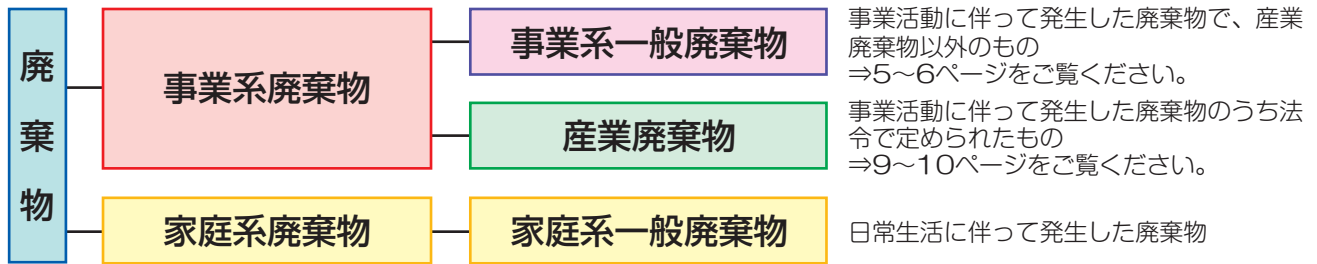
事業所から出るごみは量・種類に関係なく家庭系廃棄物として出すことはできません。(不法投棄として罰せられる場合があります)

不法投棄の罰則

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金
(法人は3億円)

■廃棄物の分類

「廃棄物」とは占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために、不要になった、固形状または液状のものをいいます。事業系廃棄物は「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。



※一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物に分類されます。

■事業所の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

①自らの責任で適正に処理を

事業活動に伴って発生した廃棄物は自ら適正に処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理しなければなりません。

②再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進するとともに、減量に努めなければなりません。

③製造、販売時には工夫を

製品の製造、加工、販売などの際には、適正な処理が困難にならないような製品・容器の開発を行い、その製品・容器の適正な処理の方法に関する情報を提供し、処理が困難にならないようにしなければなりません。

④国および地方公共団体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保などに関して、国や地方公共団体が行う施策に協力しなければなりません。

廃棄物処理法

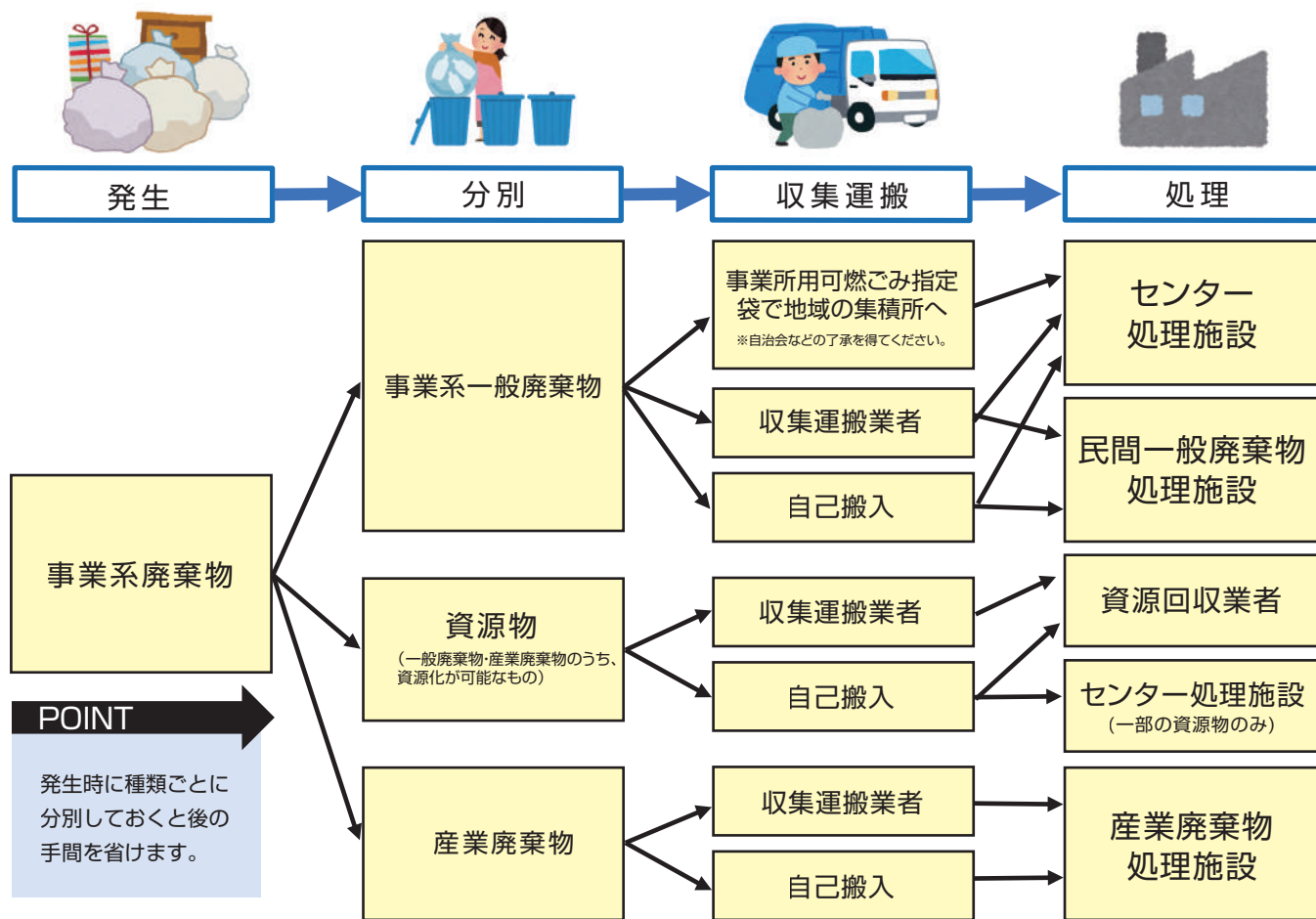
(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■事業系廃棄物の処理の流れ



「こほくる～る」では事業系廃棄物の分類を分かりやすくするため「事業系一般廃棄物」「資源物」「産業廃棄物」の3種類に分けて案内しています。

展開検査を実施しています!

ごみの減量化と適正処理のため、クリスタルプラザに搬入される事業系可燃ごみの展開検査を随時実施しています。産業廃棄物や資源物などの不適物があった場合、受け入れを拒否し搬入業者に指導しています。

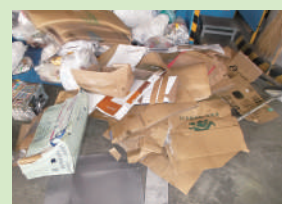
悪質な場合は搬入停止措置をとります。

センターが許可した業者に収集・運搬を依頼している事業者についても適正に分別していただきますようお願いします。

【不適物の例】



▲靴(産業廃棄物)



▲古紙類(資源物)



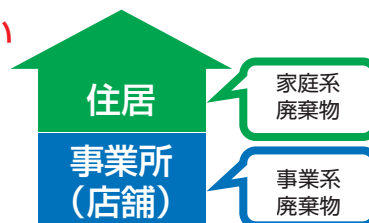
▲缶・びん(資源物)



▲コード類(産業廃棄物)

店舗兼住宅の場合でも家庭系廃棄物と事業系廃棄物は分けて出してください

住居と店舗が同じ建物であっても、事業系廃棄物を家庭系廃棄物として出すことはできません。



事業系一般廃棄物の処理方法

■事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って発生した廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

【主な品目】

■厨芥類

食品の食べ残し、売れ残り、調理くずなど

- 水きりの徹底、生ごみ処理機の活用など減量に努めましょう。
- 下記の業種から発生する厨芥類は**産業廃棄物**です。事業系一般廃棄物として処分することはできません。

▼厨芥類が産業廃棄物となる業種

食料品製造業、医薬品製造業、
香料製造業



■紙くず

汚れた古紙、リサイクルに適さない紙、個人情報などが書かれた紙など

- ダンボールや新聞紙などリサイクルできる紙は**センターに搬入することができません**。資源回収業者（8ページ参照）に引き渡すなどリサイクルの推進にご協力ください。
- ペーパーレス化に取り組み、紙の使用を控えましょう。
- 下記の業種から発生する紙くずは**産業廃棄物**です。事業系一般廃棄物として処分することはできません。

▼紙くずが産業廃棄物となる業種

建設業、パルプ製造業、製紙業、
紙加工品製造業、新聞業、出版業、
製本業、印刷物加工業



■木くず

剪定枝、小型の木製品など

- 堆肥化や燃料化などによりリサイクルに努めましょう。
- センターに搬入する場合、**長さ50cm、太さ5cm以内**に切断する必要があります。制限を超える場合は一般廃棄物処分業許可業者にお問い合わせください。
- 下記の業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。事業系一般廃棄物として処分することはできません。

▼木くずが産業廃棄物となる業種

建設業、木材又は木製品の製造業、
パルプ製造業、輸入木材の卸売業、
物品賃貸業



■その他

畳、天然繊維製の衣服・布団、動物の死骸など

- 畳や布団などをクリスタルプラザに搬入する時は1日10枚までに制限しています。
- 解体工事に伴い生じた畳や発泡スチロールが入っている畳、化学繊維製の衣服・布団は**産業廃棄物**になります。

産業廃棄物はセンターでは処理できません。
9～10ページを参考に、適正な処理をお願いします。

■事業系一般廃棄物の処理方法

①事業所用可燃ごみ指定袋に入れて排出する

事業所用可燃ごみ指定袋を購入し、決められた集積所に出してください。

【価 格】 4,000円/20枚入り

【規 格】 45リットル 平袋

【販 売 場 所】 湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ
長浜市役所本庁、北部振興局、各支所
米原市役所

【注 意 事 項】 家庭用ごみ指定袋で出されている場合、収集できません。
産業廃棄物が混入している場合、収集できません。



②クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに自ら搬入する

直接センター処理施設に搬入することができます。搬入方法の詳細は11ページをご覧ください。

③一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する

一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼し、排出してください。一覧は13ページに掲載しているほか、最新情報はセンターホームページに掲載しています。

【注意事項】

- ・事業系廃棄物の収集・運搬または処分を無許可の業者に依頼しないでください。委託基準違反の罰則として5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。
- ・許可業者を対象として定期的に展開検査を実施しています。産業廃棄物や資源物などの混入が見られた場合、受け入れを拒否し搬入業者に指導しています。悪質な場合は搬入停止措置をとります。

④一般廃棄物処分業許可業者に依頼する

木くすなどの一般廃棄物の処理を一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼することができます。詳細は各一般廃棄物処分業許可業者にお問い合わせください。

【注意事項】

搬入する前に、搬入・処理方法、料金について各社にお問い合わせください。また、許可内容を確認してからお問い合わせください。

▼湖北広域行政事務センター一般廃棄物処分業許可業者一覧（令和3年4月1日現在）

No.	許可業者名	許可内容	許可区域	主たる事務所・処理施設などの所在地
1	力興木材工業㈱ 代表取締役 今中力松	処分業(木くすの破砕処理)	長浜市	〒521-0314 米原市春照125
		処分業(草の破砕処理)	米原市	TEL 0749-58-0029 FAX 0749-58-0814
2	㈱エスケイカンポスト 代表取締役 金森隆志	処分業(草、木くすの高速堆肥化処理)	長浜市	〒526-0003 長浜市泉町1370
		処分業(木くすの破砕処理)	米原市	TEL 0749-68-1801 FAX 0749-68-1810
3	山室木材工業㈱ 代表取締役 下村和幸	処分業(草、木くすの破砕処理)	長浜市 米原市	〒521-0244 米原市大野木1751-5(本社)
				TEL 0749-57-0101 FAX 0749-57-1120
				〒521-0244 米原市大野木1801(リサイクルセンター本社工場)
				TEL 0749-57-1353 FAX 0749-57-1562
4	㈱エコプラン 代表取締役 上田貴磨	処分業(紙くす、木くす、繊維くす、草の圧縮固化)	長浜市 米原市	〒529-0142 長浜市田町14(RPF虎姫工場)
				TEL 0749-73-9200 FAX 0749-73-9201
5	㈱高山 代表取締役 高山 満	処分業(草、木くすの破砕処理)	長浜市 米原市	〒529-0241 長浜市高月町高月611-1
				TEL 0749-85-5551 FAX 0749-85-5540
				〒529-0232 長浜市高月町落川461-1 TEL 0749-85-5551 FAX 0749-85-5540

■可燃ごみに不適物が混入しています！

クリスタルプラザに搬入される可燃ごみの中に番線や金物類、搬入基準を満たしていない木、水銀製品などが混入されていることがあります。不適物は機械設備が損傷する原因になり、最悪の場合、焼却処理を停止し、受け入れもできないこととなります。また、灰出し装置内混入物を除去する必要があり、作業には時間と危険が伴います。

搬入基準は必ず守ってください。



▲可燃ごみに混入していた不燃物



▲可燃ごみに混入していた木の幹

以下の廃棄物はセンター施設に搬入できません！

- 産業廃棄物
- 資源ごみ（飲食用ガラスびん、発泡スチロール、古布、紙パック、プラスチック製容器包装を除く）（7～8ページ参照）
- 汚れたガラスびん、発泡スチロール、古布、紙パック、プラスチック製容器包装
- 長さ50cm、太さ5cm以上の枝木
- リサイクルできる紙類
- 10kgを超える動物の死がい
- その他施設運営に支障が生じる廃棄物

資源物の処理方法

■資源物とは？

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、再資源化が可能なものを資源物としています。

センターに搬入可能なもの



飲食用ガラスびん



発泡スチロール



古布



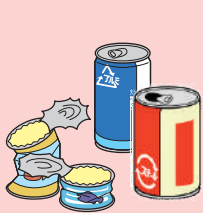
紙パック



プラスチック製容器包装

※従業員が飲食して発生したものに限る

センターに搬入できないもの



空き缶



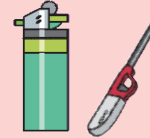
ペットボトル



古紙類



使用済み乾電池



ライター



使用済み蛍光管

■処理方法

①クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに自ら搬入する

事業所から排出されるガラスびん、発泡スチロール、古布、紙パック、プラスチック製容器包装に限り、クリスタルプラザ・伊香クリーンプラザに搬入することができます。搬入方法の詳細は [11ページ](#) をご覧ください。（1か月に軽トラック1台分まで）

②資源化業者に依頼する

空き缶や古紙類など資源回収業者が回収している場合があります。種類ごとに分別し、資源回収業者に依頼してください。

■適正に処理してください

センターでは事業所による資源物の直接搬入を受け入れていますが、使用済み乾電池や使用済み蛍光管など受け付けていない資源物を搬入しようとするケースがあります。産業廃棄物として適正に処理してください。

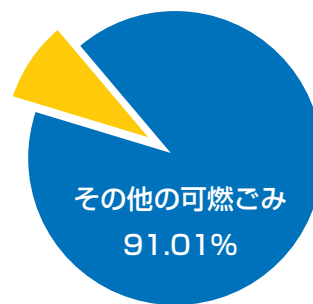


■古紙のリサイクルにご協力を！

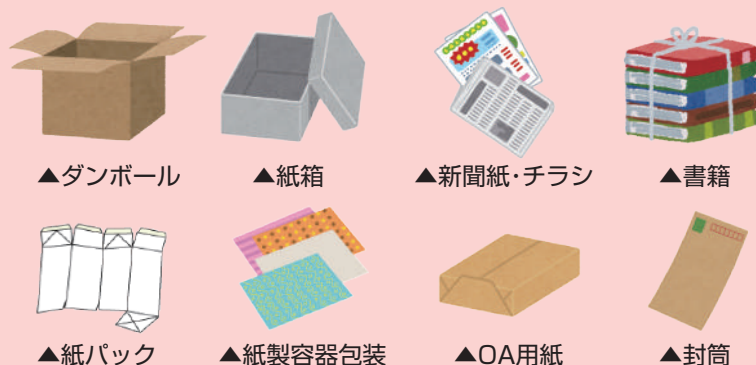
センターではリサイクル可能な古紙類の搬入を受け入れていません。しかし、クリスタルプラザで焼却しているごみの8.99%（令和2年12月組成分析結果）がリサイクル可能な紙類で構成されており、計算すると約1年間で3,497tを焼却していることとなります。

これらを積極的にリサイクルすることで、処理料金を抑え、より環境に優しい企業活動を行うことができます。ご協力をよろしくお願いします。

リサイクル
できる古紙類
8.99%



●リサイクルできる紙類の例



【その他】
週刊誌、紙管類、厚紙、カタログ、パンフレット、ノート、はがき（圧着はがきは除く）など

スパイラルノートやティッシュの箱など紙以外のものが付いているものは、それらを取り除いて出すことができます。

●リサイクルできない紙類（禁忌品）の例



【その他】
石鹸の包み紙など香り付きの紙、セロハン紙、ポリ加工紙、圧着はがき、紙おむつ、壁紙、緩衝封筒、アイスクリームやヨーグルトなどの耐水性のあるカップ、シュレッダー紙、昇華転写紙など

禁忌品をリサイクルできる紙類として扱っている業者もあります。各取引先にご確認ください。

分別したリサイクルできる紙類は古紙回収業者に依頼して処分してください。なお、古紙回収業者により、回収方法が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

■センター管内（長浜市・米原市）で古紙の回収を行っている業者

古紙引取業者	住 所	お問い合わせ先
有限会社杉本紙業	長浜市新栄町 103 番地	0749-64-0525
東陽紙業株式会社長浜リサイクルセンター	長浜市西上坂町 286 番地	0749-68-6008
有限会社山口屋	長浜市堀部町 569 番地	0749-62-2911

リサイクルだけでなく、処分する古紙そのものの発生を減らす取り組みが重要です。裏紙の利用や会議のペーパーレス化などの減量化に積極的に取り組みましょう。

産業廃棄物の処理方法

■産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類」の法で定めた6種類と、政令で定めた14種類の計20種類を産業廃棄物といいます。

種 類	具 体 例
燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭など
汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建築系汚泥、製造工程から出る汚泥
廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤、廃固形石鹼、廃食用油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液
廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼の廃液、廃不凍液
廃プラスチック	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	空きびん、廃ガラス製品、れんが、瓦、タイル、廃陶器製品、廃石膏ボード、廃スレート板、コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品
鉱さい	高炉・低炉・電気炉などの残渣、不良鉱石など
がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や汚泥・廃油・廃酸などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。
●紙くず	新築、改築、増築、除去などに伴う紙くず【建設業】 紙、板紙などのくず【紙・紙加工品製造業・印刷出版業など】
●木くず	新築、改築、増築、除去などに伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくすなど【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木材家具など【物品賃貸業など】 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材など【全業種】
●繊維くず	新築、改築、増築、除去などに伴う紙くず【建設業】 紙、板紙などのくず【紙・紙加工品製造業・印刷出版業など】
●動植物残さ	動物性・植物性の固形状の不要物【食料品製造業・医薬品製造業・香料製造業】 ※製造した商品をその場で販売する製造小売業（菓子屋、パン屋など）は該当しません。
●動物系固形不要物	牛・豚・食鳥などの不可食部分などの不要物【と畜場・食鳥処理場】
●動物のふん尿	牛・豚・食鳥などのふん尿【畜産農業・畜産類似業】
●動物の死体	牛・豚・食鳥などの死体【畜産農業・畜産類似業】
産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）	

●が付いたものは【】の業者が排出する場合に限り産業廃棄物になります。

例えばこんなもの「産業廃棄物」です



事務所で使われていた蛍光管



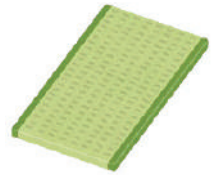
事務所で使われていたライター



事務所で使われていた乾電池



農家から排出される肥料袋・ビニール類



増改築に伴う畳、建具類



商品の輸送に使用した発泡スチロール



飲食店で利用されていた皿・コップ類



文房具類



食用油



輸送用パレット

一部資源ごみとしてセンターに搬入できるものもあります。

解体ごみはルールを守って処分してください

建物の増改築や解体を業者が行った場合、その解体ごみは産業廃棄物になります。依頼主が運ばれたとしても、センターでは受け入れできません。また、排出元が説明できないごみは受け入れできません。随時展開検査や排出元の確認を行い、産業廃棄物であると確認できた場合は搬入をお断りします。

■産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物はセンター処理施設に搬入することはできません。また、収集に出すこともできません。産業廃棄物処理業者に依頼して適正に処理してください。

産業廃棄物の処理については、一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（077-521-2550）にお問い合わせください。

また、産業廃棄物の処理に関する情報は公益社団法人全国産業資源循環連合会ホームページもご参考ください。

全国産業資源循環連合会ホームページ：<https://www.zensanpairen.or.jp/>

センター施設への搬入方法

センター搬入基準を満たした事業系一般廃棄物と資源物（ガラスびん、紙パック、古布、発泡スチロール、プラスチック製容器包装に限る）はセンター処理施設に搬入することができます。

■搬入施設

対象地域	搬入できるごみの種類	搬入施設	住所・電話番号
長浜地域 浅井地域 びわ地域 湖北地域 虎姫地域 高月地域 米原市	事業系一般廃棄物、資源ごみ（ガラスびん、紙パック、古布、発泡スチロール、プラスチック製容器包装に限る）	クリスタルプラザ	長浜市八幡中山町 200 ☎0749-62-7141
木之本地域 余呉地域 西浅井地域	事業系一般廃棄物、資源ごみ（ガラスびん、紙パック、古布、発泡スチロール、プラスチック製容器包装に限る） ※搬入量が多量の場合はクリスタルプラザに搬入してください。	クリスタルプラザ	長浜市八幡中山町 200 ☎0749-62-7141
		伊香クリーンプラザ	長浜市西浅井町沓掛 1313-1 ☎0749-88-0088

■手数料

令和3年6月30日まで130円/10kg 令和3年7月1日から190円/10kg

■受付日時

平日の8時30分～12時 13時～16時30分（土日祝日と年末年始を除く）

※毎月第4日曜日は、直接搬入の受け付けをしています（12月を除く）。変更がある場合はセンターホームページでお知らせします。

■搬入時の持ち物（令和3年7月から）

搬入申請書

事前に記載のうえ、搬入してください。様式は14ページに掲載しているほか、センターホームページに掲載しています。

手数料

搬入量に応じて手数料を納入ください。

排出事業所が分かる書類

社員証、名刺、事業所宛て郵便物など事業所名が分かるもの、免許証（個人事業主の場合）など

発生場所が分かる書類（草刈り業者など事業所所在地と廃棄物発生場所が異なる場合のみ）

見積書・伝票など発生場所が分かる書類

月に概ね8回以上搬入される事業所は年間搬入申請をすることができます。詳細はセンター業務課にお尋ねください。

■搬入時の注意事項について

搬入可能品目を確認してください

センターに搬入できるごみは事業系一般廃棄物と資源物（ガラスびん、紙パック、古布、発泡スチロール、プラスチック製容器包装）のみです。それ以外は搬入できません。

長浜市・米原市以外から発生した廃棄物は搬入できません

センターに搬入できる廃棄物は発生元が長浜市・米原市の場合に限ります。

展開検査・排出元確認にご協力ください

事業系廃棄物を家庭系廃棄物と偽って搬入することを防止するため、不定期に展開検査や発生元確認をすることがあります。ご協力いただけない場合は搬入をお断りします。

混雑時の搬入は避けてください

第4日曜日や休み明けの平日は搬入車両が非常に多く、場内が混雑します。計量受付までかなりの待ち時間が発生していますので、可能な方は比較的搬入件数が少ない週後半の平日の搬入をご検討ください。

搬入基準を守ってください

事業系一般廃棄物であっても、処理設備の能力上、その形状や大きさ、量などによって受け入れできないものがあります。

【センターで処理できない主な一般廃棄物】

品 目	処理方法
長さ50cm、太さ5cmを超える剪定枝や木片など	制限以下の大きさに切断するか、一般廃棄物処分業許可業者に依頼してください。
リサイクル可能な紙類	資源回収業者にお問い合わせください。
その他センターで処理できないもの	専門処理業者などにお問い合わせください。

※布団・畳類(化学繊維製を除く)は1日に10枚まで受け入れます。11枚以上の場合は後日の搬入をお願いします。

3Rの推進にご協力を

3Rとは、循環型社会を実現するための3つの取り組みである「Reduce(リデュース)」「Reuse(リユース)」「Recycle(リサイクル)」の頭文字を取って作られた言葉で、減量化やエネルギー節約のキーワードです。

Reduce リデュース ごみを減らす

ごみにならないようにしましょう！

- 過剰包装を控え、簡易包装を利用する。
- 両面コピーの励行、文書の共有、ペーパーレス化でコピー機の使用を控える。
- コップや箸など使い捨てでないものを使用する。
- 賞味期限切れ製品を減らすため、販売管理・在庫管理を徹底する。

使えるものは使えるだけ使いましょう！

- 封筒・ファイルなどを繰り返し使用する。
- ミスコピー紙などは内部使用やメモ用紙などに再利用する。
- 梱包材や容器は繰り返し使用できるものを採用する。

Reuse リユース 再使用する

Recycle リサイクル 再生利用する

正しく分別してリサイクルしましょう！

- 7、8ページを参考に、再生可能な資源物は資源化する。
- 食品廃棄物は飼料化堆肥化などリサイクルを行う処分業者へ委託し再生利用する。
- 再生紙など再生資源を使った環境に優しい商品を使用する。

■湖北広域行政事務センター—一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧(令和3年4月時点)

最新の情報はセンターホームページをご確認ください。

No	許可業者名	許可内容	許可区域	主たる事務所の所在地
1	㈱野一色興業 代表取締役 野一色 豊	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	米原市	〒521-0233 米原市野一色 815 TEL 0749-55-0822 FAX 0749-55-3424
2	企業組合滋賀リサイクル社 代表理事 新井 政利	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(食品廃棄物)	長浜市 米原市	〒526-0012 長浜市新庄中町 189-8 TEL 0749-63-9188 FAX 0749-65-3422
3	㈱エスケイカンボスト 代表取締役 金森 隆志	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(草、木、藻、竹、根)	長浜市 米原市	〒526-0003 長浜市泉町 1370 TEL 0749-68-1801 FAX 0749-68-1810
4	力興木材工業㈱ 代表取締役 今中 力松	収集運搬業(木くず、草)	長浜市 米原市	〒521-0314 米原市春照 125 TEL 0749-58-0029 FAX 0749-58-0814
5	㈱国城商店 代表取締役 国城 純二	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒521-0031 米原市一色 1129-1 TEL 0749-54-5298 FAX 0749-54-5299
6	㈱美濃ラボ 代表取締役 岩田 美子	収集運搬業(実験動物の屍体・糞・マット)	長浜市	〒503-0321 岐阜県海津市平田町今尾 1195-1 TEL 0584-66-3657 FAX 0584-66-4153
7	㈱クリーンびわ 代表取締役 伊藤 義男	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒526-0844 長浜市南田附町 32-4 TEL 0749-62-2170 FAX 0749-63-8484
8	㈱成功産業 代表取締役 山野 浩子	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒522-0025 彦根市野田山町 833-2 TEL 0749-26-6216 FAX 0749-26-6217 〒526-0845 長浜市小堀町 442 TEL 0749-68-1877 FAX 0749-68-1878
9	㈱滋賀ワークサービス 代表取締役 赤尾 藤樹	収集運搬業(動物の死骸)	長浜市 米原市	〒526-0847 長浜市山階町 648 番地 1 TEL 0749-65-8276 FAX 0749-62-2409
10	㈱平和産業 代表取締役 横山 仁	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(木くず)	長浜市 米原市 米原市	〒522-0027 彦根市東沼波町 758-1 TEL 0749-26-7167 FAX 0749-24-9695 〒526-0223 長浜市法楽寺町 34-20
11	クリーンワーク㈱ 代表取締役 丸山 隆幸	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒522-0200 犬上郡甲良町大字在土 683-2 TEL 0749-38-8077 FAX 0749-38-8078 〒521-0202 米原市柏原字犬ノ尻 3909-11 TEL 0749-57-0636 FAX 0749-57-0636
12	㈱エコプラン 代表取締役 上田 貴磨	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(紙くず、木くず、繊維くず、草)	長浜市 米原市	〒529-0142 長浜市田町 14(RPF 虎姫工場) TEL 0749-73-9200 FAX 0749-73-9201
13	山室木材工業㈱ 代表取締役 下村 和幸	収集運搬業(木くず)	長浜市 米原市	〒521-0244 米原市大野木 1751-5 TEL 0749-57-0101 FAX 0749-57-1120
14	丸徳産業(植田 鉄也)	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市	〒526-0803 長浜市西上坂町 1157 TEL 0749-63-1100
15	㈱杉本商事 代表取締役 杉本 朝幸	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(食品廃棄物)	長浜市 米原市	〒522-0222 彦根市南川瀬町 771 TEL 0749-28-9206 FAX 0749-28-9272 〒526-0841 長浜市新栄町 103 TEL 0749-64-0525 FAX 0749-64-0630
16	㈱中澤商事 代表取締役 垣谷 通孝	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒526-0821 長浜市本庄町 764 TEL 0749-65-3908 FAX 0749-65-3909
17	㈱山口屋 代表取締役 山口 竹志	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(紙くず)	長浜市 米原市	〒526-0813 長浜市堀部町 569 TEL 0749-62-2911 FAX 0749-65-0868
18	近畿環境保全㈱ 代表取締役 西村 忠浩	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒525-0041 草津市青地町字六反田 196 TEL 077-564-1502 FAX 077-567-3767 〒526-0242 長浜市三田町 1453-4 TEL 0749-44-4649 FAX 0749-55-4649
19	eco ネット高島(高島 英子)	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市	〒526-0018 長浜市森町 283 番地 TEL 0749-65-2373 FAX 0749-65-2373
20	北川商店(早田 斉)	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市	〒529-0122 長浜市酢 267 TEL 0749-73-3453 FAX 0749-73-3453 〒529-0112 長浜市宮部町 2511-2 TEL 0749-73-2357 FAX 0749-73-2357
21	㈱高山 代表取締役 高山 満	収集運搬業(草、木、藻、竹) (藻については、草等に付着したものに限る。)	長浜市 米原市	〒529-0241 長浜市高月町高月 611-1 TEL 0749-85-5551 FAX 0749-85-5540 〒920-0342 石川県金沢市畷田西一丁目 112 TEL 076-266-6000 FAX 076-266-6161 〒526-0803 長浜市西上坂町 267 TEL 0749-63-8844 FAX 0749-63-8848
22	㈱宗重商店 代表取締役 宗守 重泰	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市	〒612-8379 京都府京都市伏見区南寝小屋町 91 番地 TEL 075-604-5353 FAX 075-604-5358 〒526-0014 長浜市口分田町 440-4 (207 号室)
23	安田産業㈱ 代表取締役 安田 奉春	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒611-0031 大津市大萱一丁目 17 番 14 号松政ビル 7 階 TEL 077-543-2663 FAX 077-543-3119 〒526-0803 長浜市西上坂町 99-2 TEL 077-543-2663 FAX 077-543-3119
24	㈱木下カンセー 代表取締役 木下 昌秀	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒522-0055 彦根市野瀬町 348 TEL 0749-26-1637 FAX 0749-26-1662 〒526-0803 長浜市西上坂町 99-2 TEL 0749-26-1637 FAX 0749-26-1662
25	㈱光田産業 取締役 木下 昌秀	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒526-0801 長浜市千草町 11-4 〒526-0843 長浜市南小淀町 485-11 TEL 0749-63-6559 FAX 0749-65-4739
26	興和産業㈱ 代表取締役 本庄 一行	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒529-1162 犬上郡豊郷町大字八町 1602 TEL 0749-35-3527 FAX 0749-35-3547 〒529-0424 長浜市木之本町廣瀬 347-3
27	㈱ヤマダ油脂 代表取締役 山田 博次	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市	〒526-0804 長浜市加納町 141-9 TEL 0749-50-5116 FAX 0749-50-5116
28	エコン(村山 侑大)	収集運搬業(事業系可燃ごみ) 収集運搬業(動物の死骸)	長浜市 米原市	〒526-0844 長浜市南田附町 41-1 TEL 0749-59-3979 FAX 0749-63-9485
29	八起産業㈱ 代表取締役 村井 栄治	収集運搬業(事業系可燃ごみ)	長浜市 米原市	〒526-0844 長浜市南田附町 41-1 TEL 0749-59-3979 FAX 0749-63-9485

湖北広域行政事務センター

管理者 あて

一般廃棄物をセンターの指定するクリスタルプラザ・クリーンプラント・伊香クリーンプラザへ搬入したいので、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 (事業系は事業所名)	住所： 番地
	氏名：
	電話番号：
ごみの出た場所	<input type="checkbox"/> 同上 ※上と同じであれば記入不要
	住所： 長浜市・米原市 番地
	氏名：
申請者住所とごみの出た場所の住所が異なる理由	<input type="checkbox"/> 住所変更中 <input type="checkbox"/> 親族のごみの持込 <input type="checkbox"/> その他 () ※ごみの発生場所がわかる書類を持参ください。 例 公共料金通知、自宅宛での郵便物等
ごみの区分と種類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系 ※クリーンプラントでは事業系ごみの受入は行っていません。
	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ
搬入場所	<input type="checkbox"/> クリスタルプラザ <input type="checkbox"/> クリーンプラント <input type="checkbox"/> 伊香クリーンプラザ
搬入車両	<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラック <input type="checkbox"/> トラック (t車) <input type="checkbox"/> その他 ()
	車両登録番号：
備考	1 処理手数料は、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例第19条に規定する料金とします。 2 個人情報、当センター一般廃棄物処理業務のみに利用し、それ以外の目的には利用しません。 3 <u>ごみの発生場所及び本人確認の為、身分証明証（家庭系の場合：免許証、健康保険証等/事業系の場合：社員証、名刺等）の提示をお願いします。</u> 4 本人確認ができない場合などは搬入をお断りします。

【受付者記入欄】

本人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 名刺 <input type="checkbox"/> 公共料金通知 <input type="checkbox"/> その他 ()
承認の可否	承認 ・ 不承認
その他	

よくあるお問い合わせ

Q. 家庭用こほくる～るで可燃ごみに分類されているものが事業系一般廃棄物でしょうか。

A. 家庭用こほくる～るで可燃ごみに分類されていても、PPバンドや柔らかいプラスチック製品などは産業廃棄物に分類されます。

Q. 弊社のごみがひと月に1袋程度しか出ません。ごく少量なので家庭系廃棄物と混ぜて近くの集積所に出していいですか。

A. ごみ量が少なくても、事業系廃棄物は適正に処分する必要があります。

Q. 焼却可能なごみをドラム缶で燃やしてもいいですか。

A. 廃棄物を屋外で焼却することは廃棄物処理法で原則禁止されています。違反すると懲役5年以下または1,000万以下(法人の場合は3億円以下)の罰金または併科に処されます。

Q. クリーンプラントにごみを搬入することはできますか。

A. クリーンプラントでは事業所から排出される廃棄物を受け入れていません。

お問い合わせ先

■湖北広域行政事務センター 業務課

〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町 200
TEL 0749-62-7143 FAX 0749-65-0245
E-mail gyoumu@kohoku-kouiki.jp
URL <http://www.kohoku-kouiki.jp>



▲センターホームページ

■長浜市 環境保全課

〒526-8501
長浜市八幡東町 632 番地
TEL 0749-65-6513

■米原市 環境保全課 (令和3年3月まで)

〒521-0392 米原市春照 490-1
TEL 0749-58-2230

■米原市 自治協働課

【令和3年4月まで】
〒521-0012 米原市春照 490-1
TEL 0749-58-2230
【令和3年5月から】
〒521-0012 米原市米原 1016 番地
TEL 0749-53-5112